

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	丸和工業株式会社	埼玉県北本市宮内5-351	2-016524

### 2. 指名停止措置期間

令和7年8月12日 から 令和7年9月11日 まで 1箇月間

### 3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事

### 4. 事実概要

丸和工業（株）は、茨城県猿島郡五霞町の倉庫・事務所増築工事において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を取らなかったとして、令和6年11月12日付けで、労働安全衛生法違反により古河簡易裁判所から略式命令を受けた。

当該事実が建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、国土交通省関東地方整備局から令和7年3月7日付けで指示処分を受けた。

### 5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」第2条第1項別表第1第8号（2）及び別表第2第15号（1）に該当すると認められる。

なお、当該事実は一の事案により複数の措置要件に該当しているため、第4条第1項に該当する。

### 参考

#### ○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第1（抜粋）

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (1) 略 (2) 工事関係者に死亡者を生じさせたとき。	1月

#### ○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
------	----

<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 業務に関し、法令に違反したとき。</p>	<p>1月以上9月以内</p>
--	-----------------

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」第4条第1項

有資格業者が一の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。